

家畜疾病経営維持資金融通事業

1 事業の目的

畜産経営において高病原性鳥インフルエンザ、CSF、口蹄疫、伝達性海綿状脳症（BSE、スクレイピー等）等の広範囲に影響を与える家畜伝染病が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 貸付対象者

① 経営再開資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

② 経営継続資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動・搬出制限等により経営継続が困難となった者

③ 経営維持資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

(2) 資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

(3) 貸付条件（利率は令和3年11月18日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(1頭当たり, 100羽当たり) 乳用牛 13万円、肥育用牛 13万円、繁殖用雌牛 65千円、肥育豚 13千円、繁殖豚 26千円、家きん 52千円、繁殖用めん羊及び山羊 13千円	
償還期限	7年以内		
うち据置期間	3年以内		
貸付利率	0.80%以内		

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (公社)中央畜産会

5 融資枠（平成29年度～令和3年度） 50億

担当課：畜産局企画課
代表 03-3502-8111 内線 4896
担当者：伊藤（麻）、徳永